

〔平成 30. 11. 21〕
運 協 2 - 2

福岡県国民健康保険運営協議会

(国民健康保険事業費納付金の算定方法)

平成 30 年 11 月 21 日

平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定方法について

(1) 納付金の算定における負担緩和措置の概要

[平成29年9月8日

第3回福岡県国民健康保険運営協議会資料 一部修正]

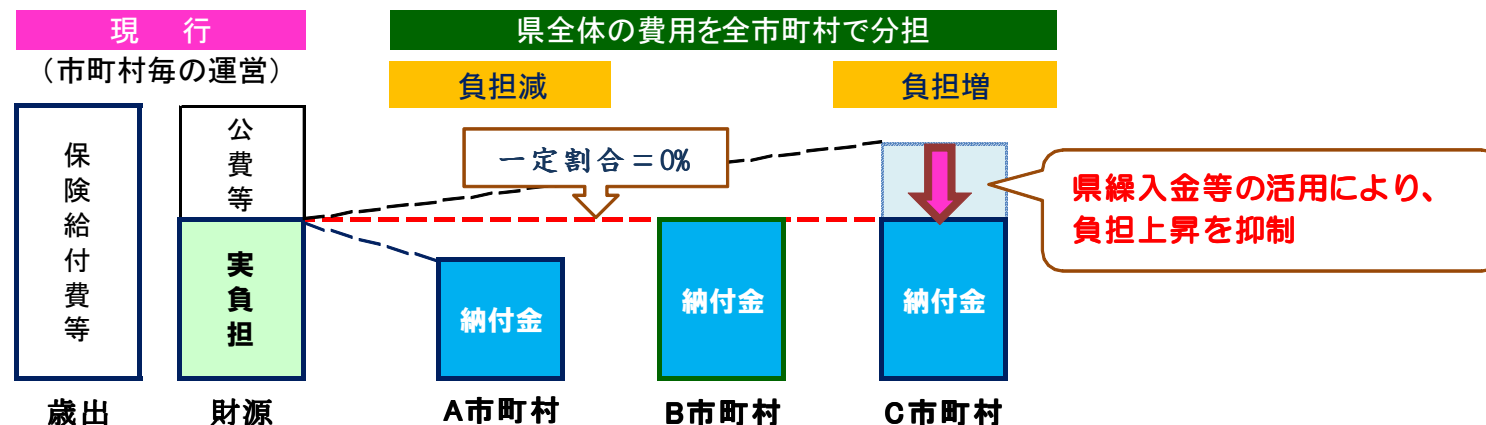
納付金の算定における負担緩和措置の概要

- 国保事業費納付金制度は、県全体の保険給付費等について、国・県費等の公費で賄われない部分を県内全市町村で分かち合う制度。
- 医療費水準や所得水準に応じた分担になることに加え、これまで各市町村毎に算定していた給付費、国・県費等が、新制度下では、県全体一本で算定されることから、それに対応して市町村の実質的な財政負担に変動が発生。
- 国ガイドラインにより、市町村の実質的な負担水準が制度変更前の水準から県で定める一定割合を超える場合に、県繰入金等を活用し負担緩和のための調整を行うことが可能とされている。

制度施行当初における負担緩和措置の概要

新制度への円滑な移行を図るため、制度変更による市町村の実質的な負担上昇を抑制。

納付金の算定にあたっては、一定割合を0%として負担緩和のための調整を行う。なお、制度施行3年間は、「一定割合=0%」とする緩和措置を維持。



(2) 平成31年度の公費（国費）について

〔厚生労働省作成資料 一部修正〕

平成31年度の公費について

平成31年度の公費の在り方について
とりまとめ
平成30年7月13日
国保基盤強化協議会事務レベルWG

【暫定措置について】

1. 昨年度の事務レベルWGでのとりまとめにおいて、「予算額は徐々に減少させる」としていることを前提としつつ、都道府県アンケートの結果や事務レベルWGのご議論、激変緩和における重要性を踏まえ、平成31年度の予算額は250億程度(対前年比▲50億程度)とする。
2. 減額相当額については、普通調整交付金の拡充に振り替えることとする。

(参考) 昨年度の事務レベルWGのとりまとめ 抜粋

予算額は徐々に減少させるものとする。減少相当額の取扱いは、政令上、普調と特調の配分について7：2が原則とされていることも踏まえつつ、改革の円滑な施行の観点も含め検討。

- ・ 普調 **【350億程度 (+50億程度)】**
- ・ 暫定措置 **【250億程度 (▲50億程度)】**
- ・ 特調（都道府県分） **【100億程度】**
- ・ 特調（市町村分） **【100億程度】**

財政調整機能強化の総額
(800億程度)は将来に
わたり維持

3. 配分方法については平成30年度と同様に、各都道府県の被保険者数に応じて配分を行うものとする。

【特別調整交付金について】

- 都道府県分、市町村分ともに、平成30年度拡充分も含めた、平成30年度のメニューについて、原則として維持するものとする。

※ 具体的な交付方法等については、調整交付金全体の予算等を踏まえた修正があり得る

※ 平成30年度に例外的にメニュー化した「追加激変緩和」について、平成31年度も一定額を確保する → **一定額 84億円**

平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定方法について

〔厚生労働省作成資料〕

平成31年度の公費について（拡充分の全体像）

平成31年度の公費の在り方について
とりまとめ
平成30年7月13日
国保基盤強化協議会事務レベルWG

○財政調整機能の強化

（財政調整交付金の実質的増額）

【800億円程度】

＜普調＞【350300億円程度】

＜暫定措置（都道府県分）＞【250300億円程度】

※制度施行時の激変緩和に活用

＜特調（都道府県分）＞【100億円程度】

・子どもの被保険者【100億円程度】

＜特調（市町村分）＞【100億円程度】

・精神疾患【70億円程度】、非自発的失業【30億円程度】

○保険者努力支援制度

・医療費の適正化に向けた
取組等に対する支援

【800億円程度】

＜都道府県分＞【500億円程度】

・医療費適正化の取組状況（都道府県平均）【200億円程度】
・医療費水準に着目した評価【150億円程度】
・各都道府県の医療費適正化等に関する取組の実施状況【150億円程度】

＜市町村分＞【300億円程度】

※別途、特調より200億円程度追加

合計
1,000億円の
インセンティブ
制度

※個々の項目の詳細な予算額は、予算編成過程において検討するが、総額は平成30年度と同規模（合計約1700億円）を維持する

※特別高額医療費共同事業への国庫補助を拡充し、60億円を確保

※平成32年度以降の公費の在り方については、施行状況を踏まえ、地方団体と十分に協議を行った上で決定するものとする

(3) 平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定方法のポイント

平成31年度国民健康保険事業費納付金の算定のポイント

- 納付金算定において、制度施行3年間(平成30～32年度)は、「一定割合=0%」とする負担緩和措置を維持し、制度変更による市町村の実質的な負担上昇を抑制することとしている。
- 平成31年度の負担緩和措置においては、激変緩和財源として活用できる国費の額の減少が見込まれるため、減少分の激変緩和財源として、県繰入金を活用。
- 県繰入金を活用した場合、平成31年度の納付金総額が増加し、激変緩和対象でない市町村の納付金額を増加させることとなるため、各市町村の負担緩和後の納付金額への影響を考慮し、激変緩和用の特例基金を活用して、県繰入金減少分を補填。

※ イメージ図

